

ナスバプレスリリース

令和5年7月19日

独立行政法人 自動車事故対策機構
被害者援護部 家邊、大中田
電話 03(5608)7640

自動車事故による重度脊髄損傷者の

十分なリハビリテーションの機会確保を目指して

～受入環境整備に向けたモデル事業(専用病床設置)の公募を開始～

自動車事故対策機構では、自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方への手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者(遷延性意識障害者)専門の病院であるナスバ療護センターを4か所、一般病院の一部病床を使って療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を8か所、計12カ所に設置・運営しています。

一方で、自動車事故による重度脊髄損傷者を対象とした病床の設置・運営は実現できておりませんでした。国土交通省が設置した「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において、自動車事故被害者救済対策の充実に向けた検討が行われた中で、「回復期以後も引き続き、リハビリテーションや治療を受ける必要があると認められる自動車事故による重度脊髄損傷者を受け入れる環境整備を検討すべきであること」が示されたことなどを受け、今回、当機構において、一般病院の一部を使用して、重度脊髄損傷者が十分なリハビリテーションを受けられる環境整備を図るための事業を初めて行うこととし、当該事業に参画して、将来の本格事業化に向けて多層的な検証に協力いただける病院(東日本2病院、西日本2病院の全国計4病院。病床設置数は1病院4病床)を公募することといたしました。

なお、入札公告に関しては、以下に掲載しております。

<東日本> https://www.nasva.go.jp/choutatu/documents/20230719nyusatu_1.pdf

<西日本> https://www.nasva.go.jp/choutatu/documents/20230719nyusatu_2.pdf

【入札関係書類の交付場所】

独立行政法人自動車事故対策機構 本部(東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階)

※ 詳細は、入札公告をご覧ください。

※ 入札説明会の申し込みは令和5年8月2日(水)正午までとなります。

自動車事故による重度脊髄損傷者を対象とした療護施設の設置・運営

● 重度脊髄損傷者の中長期入院の受入れ環境整備における国交省の動き

- ✓ R3.7 「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」報告書

☞ 自動車事故により脊髄を損傷し、重度後遺障害者となった者を受け入れる病院を 選定し、受け入れる環境整備を検討すべき。

- ✓ R5.1 「重度脊髄損傷者に係る中長期入院の受入れ環境整備に関する検討会」報告書



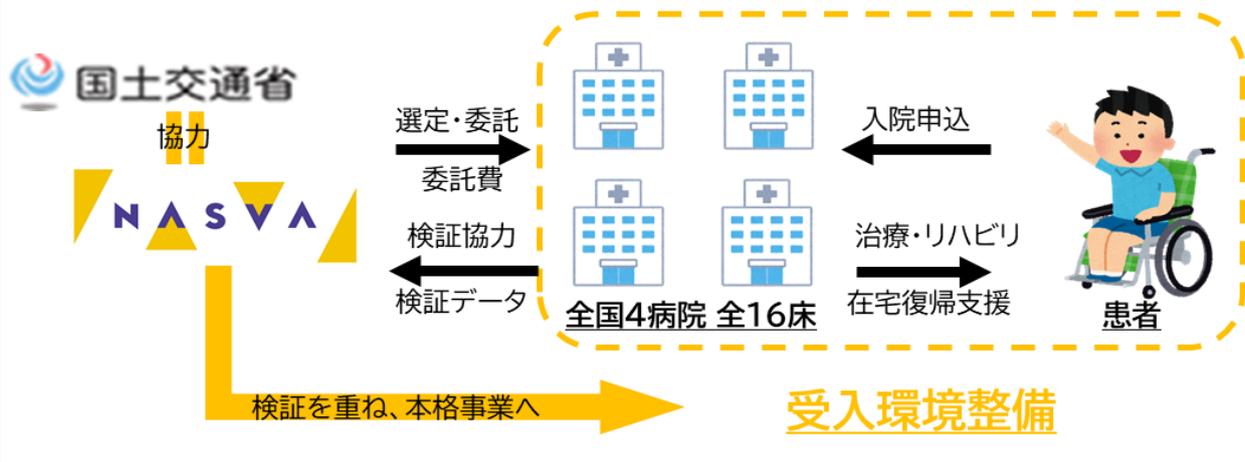
☞ 環境整備に必要な支援方策について、重度脊髄損傷者に対応した療護施設に係る委託基準(実施主体、設置地域、効果検証の方法や受託病院に求める基準等)を策定。重度脊髄損傷者受入環境整備事業は、モデル事業として開始し、概ね2年間が経過した後、受入環境基準等の検証を行う予定とし、実施主体であるナスバが本事業について検討し、令和5年度から事業の実施を図ることとする。



○ ナスバにおける受入環境整備事業(モデル事業)の実施

- 【ナスバ】モデル事業を行う病院を公募により選定し委託。ナスバは重度脊髄損傷者が入院するごとに、かかる費用について委託契約に基づき委託費を支払うことでサポート。
- 【病院】重度脊髄損傷者(概ね頸髄損傷者を対象)に対して、適切な治療・看護・リハビリテーションを実施するとともに、ナスバへ事業検証に必要なデータを提出することで検証協力。
- ナスバと病院が一体で、検証を重ね、その検証結果等を踏まえて、今後の重度脊髄損傷者への支援策を検討し、事業に反映。

重度脊髄損傷者受入環境整備事業(モデル事業)イメージ



本事業が対象とする受け入れ患者のイメージ

※5年1月付け国交省策定「重度脊髄損傷者の中長期入院の受入れ環境整備に関する基準等について」より抜粋

